

(議提議案第 1 1 号)

令和元年 9 月 1 8 日

議長 野 澤 久 夫 様

提出者	議員	須 永 宣 延
〃	〃	森 新 一
〃	〃	閑 野 高 広
〃	〃	守 屋 淳
〃	〃	大 山 美智子
〃	〃	山 下 一 男
〃	〃	黒 澤 三千夫

議案提出について

令和元年第4回市議会定例会（9月18日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

[議提議案第11号] 熊谷市がん対策推進条例

[理由] 総合的ながん対策を推進し、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため

熊谷市がん対策推進条例

熊谷市では、これまで多くの市民に対しがんを正しく知ることや健康と命の大切さに気付くための啓発活動に取り組んできた。しかしながら、がんに罹患する市民は増え続け、がん検診の受診率も向上の途上にある。

このような現状に鑑み、これまでの取組を更に発展させ、がんの予防や早期発見に努めるとともに、たとえがんに罹患しても不安を感じることなく、不当な差別を受けない環境を創ることが必要とされている。

全ての市民ががんに対する理解を深め、がん患者及びその家族が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、ここに熊谷市がん対策推進条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因となっていること等、市民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策に関する市の責務並びに保健医療福祉関係者、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見その他のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的ながん対策を市民とともに推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「保健医療福祉関係者」とは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師その他の医療関係者及びがん患者に対する介護その他の福祉サービスに従事する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、国、埼玉県、保健医療福祉関係者、事業者その他関係団体との連携を図り、がん対策に関する施策を実施する責務を有す

る。

(保健医療福祉関係者の役割)

第4条 保健医療福祉関係者は、がんの予防及び早期発見の推進、がん医療の水準の向上並びにがん患者及びその家族に対するがんに関する正確な情報の提供に努めるほか、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、市と連携してがん対策を推進するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができるよう就労環境の整備に努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員又はその家族ががん患者となった場合は、当該従業員が働きながら治療を受け、療養し、又はその家族を看護し、若しくは介護することができる就労環境の整備に努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、喫煙、飲酒、食生活、運動、口腔衛生^{くわう}その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに罹患しやすくなる要因を排除するための正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うとともに、定期的ながん検診を受診するよう努めるものとする。

(計画の策定等)

第7条 市は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係者との連携を図り、がん対策に関する計画を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(がん予防等に関する施策の推進)

第8条 市は、保健医療福祉関係者と協力し、がんの予防に資するた

め、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 喫煙、飲酒、食生活、運動、口腔衛生その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに罹患しやすくなる要因を排除するための正しい知識の普及啓発に関する施策
- (2) 受動喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の4第3号に規定する受動喫煙をいう。）を防止するための施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、がん予防のために必要な施策

2 市は、保健医療福祉関係者と協力し、がんの早期発見に資するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) がん検診の実施体制の充実のための施策
- (2) がん検診の受診率向上のための施策
- (3) がん検診の精度向上のための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、がんの早期発見のために必要な施策

（情報の収集及び提供）

第9条 市は、埼玉県及び保健医療福祉関係者と連携を図り、がん対策に資する情報を収集するとともに、市民に対して、がんの予防及び早期発見、がん医療並びにがん患者への支援に関する適切な情報の提供に努めるものとする。

（がん登録の推進への協力）

第10条 市は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の趣旨にのっとり、国、埼玉県等が行うがん登録の推進のために必要な施策に協力するものとする。

（がんに関する教育の推進）

第11条 市及び教育委員会は、児童及び生徒に対し、その年齢に応じたがんについての理解及びがん予防のための教育を推進し、小・中学校の保健学習等の充実に努めるものとする。

2 市及び教育委員会は、生涯学習及び健康施策としてのがん教育並びにがんに関する正しい知識の普及啓発を推進するとともに、がん患者及びその家族に対する差別及び偏見のない共生社会の実現に努めるものとする。

3 市及び教育委員会は、学校教育に関わる者ががんに対する理解を深めるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。